

2024年2月22日

jinjer株式会社

ジンジャー人事労務で、出産・育児に伴う届出がさらに効率化  
～「産前産後休業取得者申出書」「育児休業等取得者申出書」も電子申請可能に～

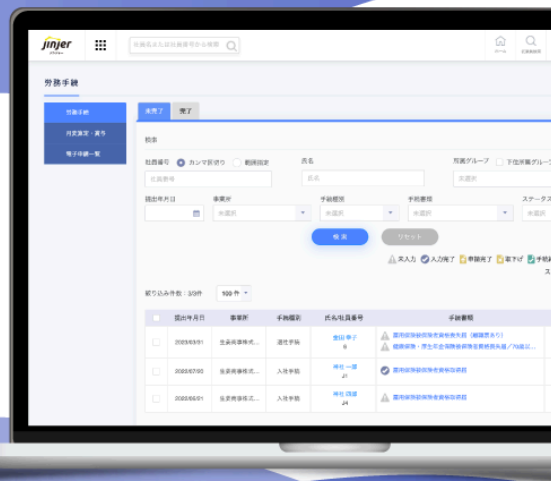
クラウド型人事労務向けシステム「ジンジャー」を提供しているjinjer株式会社(本社:東京都新宿区 代表取締役社長:桑内孝志)は、人事労務システム「ジンジャー人事労務(社保手続きオプション)」で、出産・育児に伴う2種類の届書について、2024年2月22日(木)に新たに電子申請が可能になったことをお知らせします。



ジンジャー人事労務で、  
出産・育児に伴う届出がさらに効率化

～「産前産後休業取得者申出書」  
「育児休業等取得者申出書」も電子申請可能に～

— 2024年2月22日(木)リリース —



## ■新機能概要

電子申請義務化となっている、「育児休業給付金支給申請書(初回/2回目以降)」に加えて、「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届」「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届」についても、ジンジャー上で電子申請ができるようになりました。

これにより、出産・育児に伴う主要な届出の手続きに関しては、ジンジャー上で電子申請を行うことが可能になります。

\* ジンジャーで対応可能な出産・育児に伴う届出一覧

1. 育児休業給付金申請書(初回)
2. 育児休業給付金支給申請書(2回目以降)
3. 健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届
4. 健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届

※本機能は、ジンジャー人事労務の「社保手続きオプション」となります。

▶「社保手続きオプション」詳細ページ: <https://hcm-jinjer.com/roumu/>

## ■ジンジャー上の既存データと連携することで、よりラクに申請が可能

育児休業給付金支給申請書の賃金額を算出する際に、被保険者期間算定対象期間、支払基礎日数、支払対象期間、基礎日数、賃金額A、賃金額Bに対して、定められたルール通りに値を入力する必要があります。

その際、「ジンジャー人事労務」上に登録されている人事データ(育児休業開始年月日)を基に、被保険者期間算定対象期間、支払基礎日数、支払対象期間、基礎日数を自動転記することができます。また、「ジンジャー給与」の給与データと連動させることで、ルールに従った形で賃金額A、賃金額Bを自動転記することも可能となります。

育児申請書 月給証明書

帳票プレビュー

雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書

休業等を開始した日前の賃金支払状況等

被保険者期間算定対象期間	支払基礎日数	支払対象期間	基礎日数	賃金額A	賃金額B	備考
2023/11/21 ~ 休業開始日の前日	30 日	2023/12/01 ~ 休業開始日の前日	20 日	20,000	100,000	
2023/10/21 ~ 2023/11/20	31 日	2023/11/01 ~ 2023/11/30	30 日	20,000	100,000	
2023/09/21 ~ 2023/10/20	30 日	2023/10/01 ~ 2023/10/31	31 日	20,000	100,000	
2023/08/21 ~ 2023/09/20	31 日	2023/09/01 ~ 2023/09/30	30 日	20,000	100,000	
2023/07/21 ~ 2023/08/20	31 日	2023/08/01 ~ 2023/08/31	31 日	20,000	100,000	
2023/06/21 ~ 2023/07/20	30 日	2023/07/01 ~ 2023/07/31	31 日	20,000	100,000	
2023/05/21 ~ 2023/06/20	31 日					
2023/04/21 ~ 2023/05/20	30 日					
2023/03/21 ~ 2023/04/20	31 日					
2023/02/21 ~ 2023/03/20	28 日					

赤枠内のように自動転記されます

支給単位期間内に就業した日数が1か月に11日以上であった場合には、「実際に就業した時間」を記載しなければいけない旨が注釈として出るようになっております。これにより、管理者側の入力ミスの削減につながります。

支給単位期間

* 支給単位期間その1	2023/11/01	~	2023/11/30		
(1) * 就業日数	11 日	* 就業時間	時間	* 支払われた賃金額	11,111 円
			支給単位期間内における就業日数が11日以上の場合には就業時間を入力してください。		
* 支給単位期間その2	2023/12/01	~	2023/12/31		
(2) * 就業日数					
	支給単位期間内に就業した日数が「1か月に11日以上」であった場合、就業時間を入力しなければ、ジンジャー上では申請できないようになっています				
最終支給単位期間		~			
(3) 就業日数		就業時間	時間	支払われた賃金額	

健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書については、育児休業開始年月日から育児休業終了年月日の翌日が同月の場合に記載する必要がある「育児休業取得日数」について、ジンジャー上で申請する際は、制度上で定められている「14日~30日」の間に入力しなければ、申請できないようになっています。これにより、管理者が細かい制度を理解した上でスムーズに電子申請を行うことができます。

* 養育する子 ?	神社 次郎		
* 養育する子の氏名(氏フリガナ)	ジンジャー	* 養育する子の氏名(名フリガナ)	次郎
* 養育する子の氏名(氏)	神社	* 養育する子の氏名(名)	次郎
* 養育する子の氏名(氏)	<p><b>育児休業開始年月日から育児休業終了年月日の翌日が同月の場合に記載する必要がある、育児休業取得日数について、「14日～30日」の間で入力しなければ、ジンジャー上では申請できないようになっています</b></p>		
* 育児休業等開始年月日	2023/11/01	* 育児休業等終了(予定)年月日	2023/11/23
* 育児休業等取得日数 ?	1	* 就業予定日数 ?	0
	14～30の数字を入力してください。		

「ジンジャー人事労務」の人事データに登録されている該当従業員の家族情報から、育児休業を取得する「養育する子の情報」を自動で抽出することで、細かな入力ミスが削減されることにつながります。

* 養育する子 ?	神社 三郎		
* 養育する子の氏名(氏フリガナ)	ジンジャー		
* 養育する子の氏名(氏)	神社	* 養育する子の氏名(名)	三郎
* 養育する子の生年月日	2024/01/10		

**申請対象である従業員の家族情報から「養育する子の情報」が自動で抽出されます**

### ■「ジンジャー人事労務」とは

ジンジャー人事労務は、労務関連の各種手続きや年調収集、雇用契約などをペーパーレス化し、社内のあらゆる人事情報を一元管理する人事管理サービスです。人事情報が集約されたデータベースを使って、人員配置や育成計画、モチベーション管理ができ、組織の生産性向上に貢献します。また、ほかのジンジャーシリーズと組み合わせることで、勤怠や給与計算サービスとも人事情報の一元管理が可能です。

▶「ジンジャー人事労務」サービスサイト: <https://hcm-jinjer.com/jinjil/>

### ■クラウド型人事労務システム「ジンジャー」とは

「ジンジャー」は人事労務・勤怠管理・給与計算・ワークフロー・経費精算など、人事労務の効率化を支援するクラウドシステムです。いつもの人事業務を「一元化されたCore HRデータベース」で効率化・自動化し、各システムにおける情報登録や変更の手間を削減します。

▶「ジンジャー」サービスサイト: <https://hcm-jinjer.com>

### ■会社概要

会社名 : jinjer株式会社  
 所在地 : 東京都新宿区西新宿 6-11-3 WeWork Dタワー西新宿  
 代表者 : 代表取締役社長 桑内 孝志  
 URL : <https://jinjer.co.jp/>

【本件についての報道関係のお問い合わせ先】  
 jinjer株式会社 PR事務局 (E-mail: [pr@jinjer.co.jp](mailto:pr@jinjer.co.jp))